

大牟田市ソフトテニス連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、大牟田市ソフトテニス連盟（以下「連盟」という。）といい、財団法人日本ソフトテニス連盟、福岡県ソフトテニス連盟及び大牟田市体育協会に所属する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、理事長の指定するところに置く。

(目的)

第3条 本連盟は、大牟田市内のソフトテニスの普及及び発展を図り、市民の健康増進とスポーツ精神を養い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 大牟田市内におけるソフトテニス競技会の実施
- (2) ソフトテニスの普及発展のための宣伝及び指導
- (3) ソフトテニスに関する講習会等の実施
- (4) 福岡県ソフトテニス連盟及び大牟田市体育協会に対する協力
- (5) 他の団体が開催するソフトテニス競技会の後援・協賛
- (6) その他、本連盟の目的達成に必要な事項

(組織)

第5条 本連盟は、第4条の目的に賛同する次の各号に掲げる団体を、理事会の承認を得て加盟団体として組織する。

- (1) 大牟田市内の大学、高校、中学校又は小学生を代表するソフトテニス競技団体（準会員）
- (2) 大牟田市内の愛好者又は企業等を代表するソフトテニス競技団体
- (3) 大牟田市内の家庭婦人等を代表するソフトテニス競技団体

2. 前項に規定する団体に所属する会員は近隣に在籍することを拒まない。

(加盟)

第6条 本連盟に加盟する団体は加盟する会員登録関係書類を会長に提出するものとする。

(加盟団体の義務)

第7条 本連盟の加盟団体は、その加盟団体に所属する会員等に本連盟の事業を周知し、連盟規約第3条・4条の達成のため協力しなければならない。

(会費)

第8条 加盟団体は、理事会において定める会員負担金を毎年度9月末までに納入しなければならない。ただし準会員は除く

2. 納入された会員負担金は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第9条 加盟団体は、次の各号の事由によって資格を喪失する。

- (1) 本連盟を脱退したとき。
- (2) 加盟団体を解散したとき。
- (3) 本連盟を除名されたとき。

(脱 退)

第10条 本連盟を脱退する団体は、事由を付した脱退届けを提出し、理事会の同意を得なければならない

(除 名)

第11条 本連盟の加盟団体が、次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て会長が除名する事ができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟の会員負担金を2年以上滞納したとき。
- (3) 加盟団体としての義務に違反したとき。

(役 員)

第12条 本連盟は、次の役員を置く

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 16名以内
- (6) 監事 2名
- (7) 会計 1名

2. 本連盟に名誉会長、顧問を置く事ができる。

3. 理事は監事を兼ねることができない。

(役員を選任)

第13条 本連盟役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長及び副会長は、理事会の推薦に基づく決議により推挙する。
- (2) 監事は、理事会の推薦に基づく決議により会長が委嘱する。
- (3) 理事長及び副理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。
- (4) 理事は、各加盟団体、中体連、高体連、高専からそれぞれ選出された若干名の者及び会長が必要と認め選任した者をもってあてる。
- (5) 会計は、理事が兼ねることが出来るものとし、会長が委嘱する。

2. 本連盟の名誉会長等は理事会の総意により会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第14条 本連盟役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事長は、本会を代表し、会長の命を受けて会務を執行する。

- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する
- (5) 理事は、理事会を組織し、会長の命を受けて会務を処理する。
- (6) 監事は、本連盟の収支、財務を監査する。
- (7) 会計は、本連盟の収支、運営、行事に関する執行の任にあたる

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とし再任は妨げないものとする。

2. 補充により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでの期間、その職務を行うものとする。

(会議)

第16条 本連盟の会議は、総会及び理事会とする。

2. 会議は、構成人員の過半数の出席者により成立するものとする。
3. 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定し、可否同数のときは議長が決する。

(総会)

第17条 総会は、決議機関であって会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事及び会員をもって組織するものとし、これを会長が召集する。

2. 総会の議長は、会長が行うものとする。
3. 総会は事業年度終了後2ヶ月以内に会長が召集し、本連盟の重要事項を決議する。
4. 総会に出席できない場合は、他の出席者に委任することにより、議決権を行使することができる。
5. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または理事の2分の1以上から請求があった場合、会長が1ヶ月以内に臨時総会を召集する。

(理事会)

第18条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、理事をもって構成する。

2. 理事会は、偶数月の第2月曜日に理事長が召集する。
ただし、第2月曜日が祭日又は、その当日の議決では間に合わない場合は前週の月曜日（第1月曜日）とすることができる。
3. 緊急を要する場合、臨時理事会を開催することができる。

(資産の構成)

第19条 本連盟の資産は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体からの会員負担金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 地方公共団体等からの補助金
- (4) 広告料その他
- (5) 財政調整積立金

(資産の管理)

第20条 本連盟の資産は理事長及び会計が管理し、金融機関の預金等により保管する。

(経費の支弁)

第21条 本連盟の事業執行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業収支予算)

第22条 本連盟の収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を得て決定する。

2. 本連盟の収支決算に余剰が生じたときは、理事会の議決を得て、その一部を積立金及び翌年度へ繰越すものとする。

3. 積立金の使途及び取り崩しについては、理事会の議決を得て決定する。

(会計年度)

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

2. 本連盟の会計に、特別会計を設けることができる。

(規約の変更)

第24条 本連盟の規約の変更は、理事会の決議を要する。

(細則)

第25条 本規約の施行に関し、必要な細則を定めることができる。

2. 細則は、理事会の決議により会長が定める。

附 則

(施行期日)

1. 本規約は、平成18年4月1日より施行する。
2. 本規約は、平成19年4月1日より施行する。
3. 本規約は、平成20年10月1日より施行する
4. 本規約は、平成22年4月1日より施行する
5. 本規約は、平成26年4月1日より施行する